

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第十条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四
年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 障害児相談支援給付費単位数表 1 障害児相談支援費 イ 障害児支援利用援助費 (1) 障害児支援利用援助費(I) <u>1,625単位</u> (2) 障害児支援利用援助費(Ⅱ) <u>814単位</u> ロ 継続障害児支援利用援助費 (1) 継続障害児支援利用援助費(I) <u>1,322単位</u> (2) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) <u>661単位</u> 注 1 ～ 5 (略) 2 ～ 14 (略)	別表 障害児相談支援給付費単位数表 1 障害児相談支援費 イ 障害児支援利用援助費 (1) 障害児支援利用援助費(I) <u>1,620単位</u> (2) 障害児支援利用援助費(Ⅱ) <u>811単位</u> ロ 継続障害児支援利用援助費 (1) 継続障害児支援利用援助費(I) <u>1,318単位</u> (2) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) <u>659単位</u> 注 1 ～ 5 (略) 2 ～ 14 (略)